令和5年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター障害者就労施設等優先調達方針

令和5年4月1日制定

1 趣旨

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下　当センター）では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、当センターの全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

⑴ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

⑵ 「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

⑶ 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

① 障害者の雇用者数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20％以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30％以上

⑷ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目等

当センターが障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草業務、清掃業務、封入・発送業務、音響サービス業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方針

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全体的な取組みを推進する。

(2) 障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。

7 調達目標及び調達実績の公表

(1) 調達目標を設定したときは、ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は翌年度5月末までに概要を取りまとめ、ホームページ等により公表する。

(3) 本年度の調達目標を8,000,000円以上とする

8 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、事務部総務課とする。